

ユニバーサルデザイン2020 関係府省等連絡会議

第3回心のバリアフリー分科会議事録

日 時：平成28年6月20日（月）14:00 - 16:00

場 所：三田共用会議所1階講堂

出席者：

（ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議副議長）

内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会
推進本部事務局長

平田 竹男

（座長）

慶應義塾大学経済学部教授

駒村 康平

（座長代理）

内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会
推進本部事務局企画・推進統括官

岡西 康博

（構成員）

読売新聞大阪本社編集委員

井手 裕彦

株式会社ドワンゴ顧問

角谷 浩一

女優

杉本 彩

慶應義塾大学経済学部教授

中野 泰志

オリンピック・パラリンピック等経済界協議会

（富士通株式会社経営執行役員常務）

廣野 充俊

明星大学人文学部教授

吉川 かおり

社会福祉法人日本身体障害者団体連合会会長

阿部 一彦

全国手をつなぐ育成会連合会会長

久保 厚子

一般財団法人全日本ろうあ連盟本部事務所主任

兵藤 毅

※代理出席

一般社団法人日本パラリンピアンズ協会理事

田口 亜希

公益社団法人全国精神保健福祉会連合会理事

野村 忠良

一般社団法人日本発達障害ネットワーク事務局長

橋口 亜希子

社会福祉法人日本盲人会連合組織部長

藤井 貢

特定非営利活動法人DPI日本会議バリアフリー部会員

山崎 涼子

学校法人東学園美晴幼稚園理事長・園長

東 重満

世田谷区立山野小学校長

大字 弘一郎

公益財団法人日本財団パラリンピックサポートセンター常務理事

小澤 直

全国社会福祉法人経営者協議会障害福祉事業経営委員長

久木元 司

公益財団法人精神・神経科学振興財団理事長

高橋 清久

公益財団法人日本補助犬協会代表理事

朴 善子

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所研究企画部総括研究員

星 祐子

中野区立第五中学校長	増田 稔	
全国特別支援学校長会理事	三浦 浩文	
公益社団法人日本バス協会業務部長	川合 登	
公益社団法人日本観光振興協会観光アカデミー推進室 担当部長兼観光地域づくり・人材育成担当部長	斎川 昭雄	
東海旅客鉄道株式会社営業本部運賃制度・駅業務グループ グループリーダー	前田 英一郎	※代理出席
公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 理事・バリアフリー推進部長	坂下 晃	
定期航空協会事務局次長	大藤 純児	※代理出席
一般社団法人日本民営鉄道協会運輸調整部長	滝澤 広明	
西日本旅客鉄道株式会社鉄道本部CS推進部課長	後藤 淳彦	※代理出席
一般社団法人日本旅客船協会企画部長	津田 吉信	
東日本旅客鉄道株式会社鉄道事業本部サービス品質改革部次長	渡辺 雅博	※代理出席
一般社団法人日本ショッピングセンター協会事務局長	村上 哲也	
内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会 推進本部事務局参事官	上村 昇	
内閣府政策統括官（共生社会施策担当）付参事官	坂本 大輔	
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官	林 俊行	
消防庁防災課震災対策専門官	多鹿 雅彦	※代理出席
法務省人権擁護局人権擁護調査官	大手 昭宏	※代理出席
文部科学省初等中等教育局教育課程課長補佐	小野 賢志	※代理出席
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課企画官	森下 平	※代理出席
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長	吉田 正則	※代理出席
国土交通省総合政策局安心生活政策課長	松本 勝利	
国土交通省鉄道局鉄道サービス政策室課長補佐	杉田 敬	※代理出席
(オブザーバー)		
東京都オリンピック・パラリンピック準備局パラリンピック担当部長	萱場 明子	
東京都福祉保健局生活福祉部福祉のまちづくり担当課長	中村 佳市	※代理出席
東京都教育庁総務部オリンピック・パラリンピック教育施策担当課長	引場 信治	※代理出席
全国市長会社会文教部長	笹島 晃司	
全国町村会行政部部長	久保 雅	
全国知事会調査第二部副参事	栩本 淳	※代理出席
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会 組織委員会大会準備運営第一局パラリンピック統括部長	中南 久志	※代理出席
日本パラリンピック委員会事務局長	中森 邦男	

【岡西座長代理】

皆さん、こんにちは。ただ今から「第3回心のバリアフリー分科会」を開催いたします。

本日は御多忙の中ご参集いただき、誠にありがとうございます。内閣オリパラ事務局企画・推進統括官の岡西です。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。本日も、報道関係者が議事の全般にわたり同席されますので、よろしく願いいたします。

本日の配布資料の確認と本会議の出席者の紹介につきましては、時間の関係からお手元の議事次第と出席者一覧をもって代えさせていただきます。なお、前回の分科会と同様、構成員の皆様よりご提出いただいた好事例を参考資料1のとおりまとめております。後ほどご確認を頂ければと思います。

以後の議事は駒村座長にお願いいたします。

【駒村座長】

皆さん、こんにちは。蒸し暑い中ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

本日より中間とりまとめ入っていく段階に入っておりますので大いに議論をしていきたいと思えます。事務局作成のとりまとめ素案はお手元にあるかと思いますが、まだまだ足りない部分があるかと思えます。わたしも特に大学の部分、障害のある方にかかわるということは、他者に対する思いやりや想像力を持つといういい機会になると考えており、人生の大きな糧になると考えております。このような大学における取組をもっと具体的に考えていきたいと思っております。例えば、企業と社会福祉法人、これまで付き合いのないような組み合わせを使って、これまでにない新しい価値を創造する等いろんな可能性があると思えます。本日は大いにそのような議論を進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

それではこれより議事を進めさせて頂きたいと思えます。議事2について、資料1に基づき事務局より説明をお願いします。

【上村参事官】

内閣オリパラ事務局上村です。私より資料1の中間とりまとめ（素案）についてご説明いたします。

この中間とりまとめの素案（心のバリアフリー）については、これまでの2回の分科会における意見表明や皆さまよりいただいたご指摘を踏まえ、関係省庁と調整しつつ概ね第1回分科会においてお示した検討項目ごとに記述したものでございます。

まず『1.「心のバリアフリー」とは』についてでございます。こちらはみんなが共通の理解をもつという主旨で、これまでご指摘いただいたことを踏まえ、自分とは異なる特性、考え方や行動をとる人がいることをそれぞれが理解した上で、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこととしております。この記載についても、いろいろとご意見があるかと思えますので後ほどお願いします。

また心のバリアフリーにむけた取組として、4点ここで掲げております。1つは障害者権利条約や障害者基本法に基づく、障害者の人権が守られることを前提としつつ、障害者差別解消法を踏まえ、障害者への差別を行わないよう徹底。それから、障害は誰にもいつかは訪れるものであり、障害者は特別な存在ではなく、共に感じ、生きていく存在であると認識する。また、障害についての基礎的知識や障害者の心理、障害種別に応じた接し方の基本の習得というところから、更には全ての人の尊厳を大切にすることをコミュニケーションスキルの獲得へ。最後に、4点目といたしまして、障害者自身やその家族も「心

のバリアフリー」とは何かを正確に理解し、バリアを解消するための方法等を相手にわかりやすく伝えることが出来ること、これらが重要であると掲げています。また以下ということで、施策の検討及び実施においては、障害者の参画を基本として進めることとし、その際には、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等による意思疎通支援等障害の特性に応じた適切な情報を保障を行うといったことをあらためて記述しております。そして以降が具体的な施策ということになります。

「2. 学校教育」については、障害者の人権を守り差別を行わないよう徹底するとともに、子どもの発達段階に応じて障害者に対する接し方を教育することで、国民全体の「心のバリアフリー」を進めることとしております。子どもへの教育を通じて大人の意識改革を行うという考え方の基で記載しておりますので次ページをご覧ください。1) から5) まで記載しております。『1) すべての子供達に「心のバリアフリー」の指導を』については、2020年以降順次、学習指導要領改訂が行われることとなっております。そこで道徳や体育、図工・美術、音楽など、各科目におきまして「心のバリアフリー」の指導や教科書等の充実をはかるということ。それから※調整中と記載している部分については、現状文部科学省で調整中と伺っておりますが、こうした指導が複数の教科、科目の内容を相互に考え学習するといったクロスカリキュラムの中で使う教材、ここでは心のバリアフリーノートと記載していますが、こういったものを作成してはどうかと考えております。また『2) すべての教員の「心のバリアフリー」の理解を』としては、教員養成課程、教員研修、免許状更新講習における「心のバリアフリー」の指導法等の充実をはかる。それから、3) については、コーディネートが難しいと多く伺いましたが、文部科学省、厚生労働省が中心となって、例えば「心のバリアフリー学習推進会議（仮称）」といったものを設置しまして、自治体単位で福祉部局、教育委員会、障害者支援関係団体など、関係者間でのネットワーク形成を促進し、それらを活用しまして、特別支援学校と交流している小・中学校や特別支援学級を設置している小・中学校、約2万校で先行して交流・共同学習を実施し、その成果を踏まえ全面展開をするといった記載をしております。またこれまでのご指摘の中で、障害児が社会に出る際にいろんな難しさに直面するため、その準備をしっかりと行うべきといったような話もございました。そうしたことを踏まえまして、『4) 特別支援教育の充実』として発達段階に応じた改善・充実を図るといったことを記載しております。それから最後、高等教育におきましても、各大学などにおける積極的な取組を促すというような記述をしております。

3 ページ目をご覧くださいと思います。企業における取組といたしまして、ここでは大きく3つに分けて記載しております。1つ目は社員教育でございます。経済界協議会と連携し、各企業の好事例を抽出しまして、汎用性がある研修プログラムを策定し、それを全国に広く展開すること。特に東京大会スポンサー企業に是非リーダーシップを取っていただきたいと記載しております。それからあわせて、企業だけでなく公務員に対しても、「心のバリアフリー」に関する研修を検討することとしております。また、2) として接遇対応の向上を掲げております。1つ目は交通分野におけるサービス水準の確保です。Tokyo2020アクセシビリティガイドライン及び東京大会スタッフ向けサポートガイド基礎編を作成することとしておりますが、それらを踏まえ、交通事業者向け接遇ガイドラインを策定し普及を図り、更に障害者接遇研修の充実を図るということ。また、観光、外食、流通等サービス産業におきましても、接遇マニュアルを作成しその普及を図る等接遇向上に向けた取組を実施していくことと記述しております。「3) 障害者が活躍しやすい企業を増やす取組」といたしまして、次のページをご覧ください。様々な職域において障害者が活躍できるような企業等を表彰するような仕組みについて記述をさせていただきます。

それから「4. 災害時における避難行動要支援者に配慮した避難支援のあり方」として、2つ記述しております。1つ目は、東日本大震災の教訓を踏まえ制度化された、例えば、避難行動要支援者名簿をはじめとする取組について、各自治体におけるその着実な検討・実施を促進する。また避難行動支援に関する取組の内容を整理したパンフレットの作成・周知等の普及・啓発活動を行うこととしております。また熊本地震への対応における避難行動支援について検証を行い、その結果に応じた対応を行っていくことと記述しております。

それから「5. 多機能トイレ」に関しましては、心のバリアフリー分科会の分野とトイレの整備など街づくり分科会の分野にまたがるものでございますが、心のバリアフリー分野といたしましては、マナー改善に向けたキャンペーンを実施し、多機能トイレの機能を必要とする人が優先的に利用できるような環境整備を図ると記述しております。多機能トイレについては、中間取りまとめにおいては、街づくり分野の記載とあわせて取りまとめたいと考えております。

最後に「6. 国民全体に向けた取組み」といたしまして、1) から4) まで掲げてございます。1つは障害者の社会参加の促進ということで、大会及び大会後のボランティア活動の促進。また、先ほどもご紹介いたしました、様々な職域において障害者が活躍できる企業等を表彰と記述しております。また、2) といたしまして健常者と障害者がともに参加できるスポーツ大会等の開催を推進ということで、スポーツ大会等の融合とナショナルトレーニングセンターをオリパラトップアスリートの共同利用強化活動拠点として拡充整備するといったことを記述しております。また次のページに移りまして、2020年パラリンピック東京大会は8月の終わりから9月の頭にかけて開催されますが、この大会を多くの児童・生徒・学生が観戦するなど、興味関心を持っていただけるような取組を推進することとしております。それから、3) は文部科学省における取組といたしまして、2020年に全国の特別支援学校を拠点としたスポーツ・文化・教育の全国的な祭典を実施すべく、省内の検討体制を先日立ち上げたと聞いておりますので記述しております。それから最後でございますが、障害者への理解促進や障害者へ配慮する行動の促進ということで、1つ目は障害者差別解消法の理解促進に向けたフォーラムや障害者スポーツ体験会等を実施、2つ目といたしましては障害者支援関係団体が主体となって、障害者と健常者の接点を創るイベント等を開催すると記載しております。それから大会ボランティア、都市ボランティアといったボランティア活動実施者に対する研修の実施。人権啓発活動や障害者週間といった様々なキャンペーンを活用した広報活動としております。最後に公共的な広報活動を行う団体に協力を要請といった内容を記述しております。

中間取りまとめ素案の中身といたしましては以上でございます。今日ご意見やご質問をいただいた内容を踏まえ、関係省庁と協議し内容を深めていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

【駒村座長】

ありがとうございました。続きまして意見交換に移らせて頂きたいと思っております。

本日は本日は多くの方にご出席いただいておりますので、ご発言の前には所属と氏名を述べてからご発言ください。日本盲人会連合藤井様よろしく願いいたします。

【藤井委員】

日本盲人会連合の藤井と申します。よろしく願いいたします。発言の機会をいただきありがとうございます。いくつか気になった点がございまして、発言させていただきます。

まず1点目ですが、コミュニケーション支援、情報提供の部分で、手話、要約筆記、もうろう者への配慮といった記載がありますが、視覚障害者の場合、情報が命でありまして、是非点字や拡大文字、あるいはテキストなど視覚障害者への情報提供について記述をしていただきたいと思います。手話・要約筆記をはじめと書いていただきますと、どうしても視覚障害者向けの点字でありますとか、拡大文字についても書いてあるのですが、ついつい見落とされてしまうという悲しい現実がありますので、是非よろしくお願ひ致します。

2点目ですけれども、障害理解という点で、先程からいろんな局面で、児童や学生、教員、公務員、民間事業者と例示されておりましたが、具体的にはやはり一方的に提供する理解といいますか、障害者とサポートする人が、向こうとこっちという関係ではなく、もっと踏み込んだ関係を作って頂きたいと思っております。例えば、これは鳥取県をスタートに「あいサポート運動」というのが中国地方を中心に広がっております。どのような内容かと申しますと、地域の町内会や企業があいサポートリーダーというものを選定して、選ばれた方が当事者と交流をしながら、ボランティア活動なり、企業活動なりを行い、地域での活動の中で活かしていく、そういう運動がございます。われわれとしては、中身的には多少不満がありますが、障害理解、ユニバーサル社会を考えますと、障害当事者といかに交流をするか、具体的な中身を持った交流をするということが非常に重要かと思っておりますので、研修機会だけでなく、交流できる場、或いは地域の町内会や企業が当事者と一緒に学習する場、そういう方向性で施策を検討頂ければもう少し心のバリアフリーが具体的な形で見えてくるのではないかと思いますので、提案させていただきます。

【駒村座長】

どうもありがとございます。気になるお話がありましたので参考にさせていただきますと思います。精神・神経科学振興財団高橋様お願ひいたします。

【高橋委員】

「6. 国民全体に向けた取組」のなかで、もう少し踏み込んで記載をお願いしたいという項目がありますので発言させていただきます。最近国際的にも、行政主導で行う単発的なイベントはあまり効果がないと言われております。一番効果があるのは、地域での地道な草の根運動といいますか、各地域で障害者を支援しながら、住民を巻き込んでいく、そういう活動が持続的に行われていくということが一番効果があるということがわかってきたわけです。ですから、そういった取組を支援するようなことを入れて頂ければと思います。各地域での活動状況を収集すること、それを発信すること、それからそういう地域活動をしている人たちが交流する場を提供すること、そういう活動を支援している団体が活動しやすいような財政的な援助を行っていただければよいと思います。よろしくお願ひ致します。

【駒村座長】

ありがとうございました。先ほどの藤井様のご発言と重なる部分もございますが地域における継続的な取組、特に多様な主体がということがポイントだと理解しました。その多様な主体を支える仕組みがあればよい、ということですね。とても説得力のあるお話で、少し私の専門である社会福祉の分野に入りますと、ちょうど社会福祉法が改正され社会福祉法人が地域貢献をしなければならないという動きもありますので、地域における継続的な多様な主体が取り組むということが重要だと思っております。

ました。それでは続いて、日本身体障害者連合会阿部様お願いします。

【阿部委員】

日本身体障害者連合会阿部でございます。ただ今のおふたりの話を含めてなのですが、全国的にこのような会議などで、様々な障害者団体や企業の方をはじめとした多くの関係機関の連携が大事だと思います。今駒村座長からも話がありましたが、地域ということと言いますと、これまでの仕組みとして障害者社会参加推進センターが、各都道府県、場合によっては政令指定都市に存在しているわけでありませう。これは様々な障害者団体が連携した取組を行っている組織であります。障害者社会参加推進センターの活用がとても重要だと思いますし、私は中央障害者社会参加推進センターの会長をつとめていますけれども、このような機会に様々な障害者団体と多くの方々との連携を中央だけではなく、各地域に広がられるよう既に存在している障害者社会参加推進センターの活用も検討してほしいと思います。私も大学につとめておまして、障害者スポーツ大会や文化活動等機会があり、それを周知すれば、ボランティアとして学生が参加するわけです。そのような機会を提供することで、全国的に、地域全体で取り組み仕組みをしっかりと点検して、ちょっとした工夫で広がっていくものだということをお話させていただいて意見とさせていただきます。ありがとうございます。

【駒村座長】

ありがとうございます。実効性のある取組でなければならないということ、地域に根差した取組でなければならないということ、また大学との連携についてもひとつアイデアを頂きましたので、事務局に記載方法を検討して頂きたいと思います。ここに書くことによって、全国に対して広がっていく後押しになるかと思っておりますので、こういうことをやるべきなのでここに書いた方がよいのではないかと思います。アイデアあればご発言頂ければと思います。それでは、全国精神福祉会連合会野村様お願いいたします。

【野村委員】

全国精神福祉会連合会野村と申します。素案を拝見して、精神障害の分野から見た時に足りないなと思うことについて意見を述べたいと思います。

まずは、最初のページに「障害者の人権」という言葉が出てきます。障害者権利条約や障害者基本法に基づく障害者の人権と書かれておりますけれども、障害者基本法等にあるから、その方たちの人権が重要というふうに読めますが、そうではなくてそもそも、人権の前に障害者という名前を付けてしまうのがおかしいと思っています。尊厳や人権は障害のあるなしに関わらず皆持っているものと思っておりますので、このように書かれると障害者の人権が独り歩きするのではないかという印象を受けます。また、障害に対する理解を考える時に、支援する人たちが障害のある方たちを支えるというイメージを受けるのですが、これでは、健常者の方が障害を自分のこととして受けとめるということには繋がらないのではないかと考えております。一般市民の健常者と言われる人たちが、障害をもっている人たちをどのように理解しているかについては、なかなか表現の中では見えてこないということがあります。特に学校の授業では、障害というものを皆さんが感じ取りながら自分の問題として考えていくことが非常に大切です。では学校の授業でどのように教えていけばよいかということですが、まず私は障害のあるなしに関わらず全ての人に尊厳や人権があるということを徹底して教えなければならないと思います。障

害があっても尊厳や人権に変わりはない。障害者対健常者ということではなく、ひとりの人の対ひとりの人で考えていく時に、相手の尊厳を傷つけないコミュニケーション、相手の尊厳を大切にしたいコミュニケーションというものの学びが大切だと思います。人に暖かい関心をもって相手の長所を見つけ、肯定的に見ていき、そして相手の話を親切にちゃんと聞いていくという力。カウンセリングでは傾聴という技法があるのですけれども、学校の先生などがそれを身につけるべきだと思います。そのためには、グループワークのなかでロールプレイをするなど、傾聴の技術をみんなが身につけていなければならないと思います。仲間の話をきちんと受け止めて理解することが大切だと思います。これは、認知症の世界では「ユマニチュード」というフランス発祥の技法がありますけれども、相手方の尊厳を大事にしながらコミュニケーションを取る方法ですけれども、相手の目を見て、笑顔で、耳を澄まして相手とコミュニケーションをとる。言っていることをしっかりと聞く。暖かい思いやりのある態度で、話を聞いていくということです。これをどうやって皆が身につけていくかということは、実は精神疾患の発生にとって非常に重要です。孤立して、ストレスが非常に大きくなって、精神疾患がひどくなっていくことがあります。特に中学校、高校にかけて、20歳前後でとても発生が多い。統合失調症の発生を防ぐためにも、なめらかなコミュニケーション、付き合っていて楽しいコミュニケーションのやり方を皆が身につけて社会に出ていく必要があると思います。これは日常生活においても、職場においても大切なコミュニケーションだと思います。精神疾患の予防のためだけでなく、社会に出ていくために必要な技術であると思いますが、その中に精神疾患の知識も入ってくると思います。精神疾患の知識も教えないければなりません、まずは、友達が悩んでいたならそれを丁寧に聞くとか、自分の心のなかにおかしい気持ちを感じたらそれを上手に言葉で相手に伝えるとか、そういう力を身につけなければならないと思います。陰口とか悪口は言わないといったようなコミュニケーションのあり方が重要であると思います。これは、人生を幸福に生きていくために重要なことで、心のつながりというものは一生の宝物になると思いますから、それを学校でしっかり教えて、そのうえで精神疾患について理解を深めていくことになると思います。尊厳を大切にするといったコミュニケーションが明るい社会の基本となると思います。理解を深めていくことは重要ですが、そんなに根ほり葉ほり教え込むのではなく、さらっと教える方が良いと思います。統合失調症とはこういうものである。そういうことを知っていると、家族が病気になってもすぐわかるんですね。今は病気になっても何が起きているのかわかりません。例えば、天井に盗聴器が仕掛けてあるといったことを言い始めたときに、何言ってるんだと打ち消すのに必死になって、それが病気のはじまりと思わないことはよくあります。その後、何年も経ってからあれは精神の病気だったのだと気が付き騒ぎ出すことになります。そういうことを防ぐためには日頃から自分の心の状態について言葉にして表現すること、それを周りが聞いてあげる、そしてカウンセリングを受けたり、心の治療を受けたり、最後はそれでもダメな場合は精神科に診療をうけることが大切です。

また障害者との交流も大事だと思います。障害のある方に体験談を聞いたり、一緒にサッカーをやったり、ロールプレイをやることで、ただ知識を得るだけでなく身につけていくためにもとても重要だと思います。学校の先生方の心のバリアフリーに関する研修、或いは精神疾患についての知識を身につけておくことも必要だと思います。その辺りを教科書にも書いて、学習指導要領にも載せて、日本の国全体がコミュニケーションを上手に取れるようにすることが重要です。以上です。

【駒村座長】

学校教育のところにもう少し追記した方が良いということだと思います。具体的なカリキュラムはま

た文部科学省において検討いただくとして、コミュニケーションについてもこの段階でもある程度記載しておいた方が良いということだと思います。続いて井手様お願いいたします。

【井手委員】

読売新聞、井手です。私は苦言を呈して申し訳ありませんが、この素案を見て正直がっかりしました。なぜ、がっかりしたのかというと、そこらにある一般的なバリアフリーを目指すのなら、この素案でいいのかもしれませんが、この会議で目指しているのは、昨年閣議決定された世界最高のバリアフリーを作ろうということなんです。この素案には、既存の政策や、正直、ごく当たり前の事柄ばかりが並んでいます。例えば、「人権啓発活動や障害者週間等各種キャンペーンを活用した広報活動」とありますが、これは別に、この会議で取り上げなくても、政府がやっていかなければならないことなのではないでしょうか。それをわざわざここに記載して、そのほかにも、従来からの施策を寄せ集めて、果たして、世界最高のバリアフリーになるのかという疑問を持ちます。それが素案に対する総論としての受け止め方です。

各論に移ります。まず、「障害者が活躍しやすい企業を増やす取組」について、意見を述べます。これは、第2回の分科会で座長の駒村先生が企業側に頑張ってもらいたいこととして、多くの障害者を雇用してほしいと言われたのを覚えています。第1回分科会においては、日本パラリンピアンズ協会の河合さんが、バリアフリーは、企業にたくさんの障害者がいてこそなんだと、意見を述べられました。また第2回の分科会で、経済界協議会の廣野さんが、経済界の取組の好事例として、航空業界が機内メニューをタブレットを使った案内を行ったことをご紹介されましたが、あのアイデアは、実は聴覚障害者の方が会社の中にいらっやって発案された、だからこそ工夫してできたのだと聞いております。障害者を雇用するというのは、当事者でしかわからないバリアフリーを社会が進めるうえで成果をもたらすことにつながります、逆に言えば、障害者を雇用していかないと、このような循環は起こらないと思います。

「障害者が活躍しやすい企業を増やす取組」として、厚生労働省が素案に挙げておられる「障害者雇用優良事業所の表彰制度」は以前からやっておられ、大体9月に発表される既存の施策です。現状は、障害者に対する法定雇用率は、障害者雇用促進法で行政指導や勧告、納付金といった「制裁」が定められているにも関わらず、法定雇用率を満たしていない企業が半数以上あります。公的機関においても、例えば、47の都道府県の教育委員会のうち、法定雇用率を満たしているのは28しかなく、進んでいるとは言えません。その状況のなかで、「障害者雇用優良事業所の表彰制度」だけを表に出して、世界最高のバリアフリーにふさわしい障害者雇用を目指すなんて、無理があると思います。

どうしたらよいかということで、1つ提案したいのです。心のバリアフリーは数値目標がないんです。だからやりにくいと思います。だけど、私は、実は、様々な心のバリアフリーの分野で、数値目標を設定しやすいのが、雇用であると考えています。雇用に関する数値目標を作ったらどうかというのが私の提案です。障害のある大学生の卒業生に対する就職率は、大体50%です。健常者の大学生では、70%程度ですので、約20ポイントの差があるわけです。それから、健常者の高校生の就職希望者に対する就職内定率の97.5%に対し、特別支援学校の高等部の卒業生は83%と、希望しても就職できない生徒の割合が高くなっています。ですので、2020年までに私は障害のある大学生の就職率を60%に、それから特別支援学校の高校生の就職内定率を90%に、そういう数値目標をつくってはどうか、と考えます。本当は健常者と同じにしたらいのですが、第一段階として、健常者との差を減らす数値目標を決めたらいいのではないかと思うわけです。この会議は、各府省庁、各界、障害者団体の方々が集まっていま

すので、ここで官民で決めればいいのかと思います。安倍政権が2030年に女性管理職を30%にしなければならぬという目標を出した時にも、企業もマスコミも、そんなこと、本当にできるのかなという声が出ていましたけれども、今続々と、女性管理職が誕生しています。目標が先にありき、というのでもいいのではないのでしょうか。ぜひ、障害者雇用に関する数値目標をつくって欲しいと思います。

2番目、「接遇対応の向上」の「交通分野におけるサービス水準の確保」について、意見があります。「Tokyo2020アクセシビリティガイドライン及び東京大会スタッフ向けサポートガイド基礎編を踏まえた交通事業者向け接遇ガイドラインを策定しましょう」という素案は、大変良いことだと思いますが、受け入れ体制をちゃんとつくったうえでの接遇ガイドラインなのではないでしょうか。第1回分科会で、DPI日本会議の山崎さんがおっしゃったように、いまだに乗車拒否があり、障害者が乗車する際に名前を言わなければならないといった状況がまだあるわけです。まず、接遇ガイドラインの前に、あらゆる障害のある方を受け入れる、そのための準備を整えますという方針があったうえで、接遇ガイドラインがあるべきだと思うわけです。精神障害の団体の方が遠慮されていて発言されていないので、私が代弁して申し上げますけれど交通運賃の割引制度は身体障害者や知的障害者の方にしか適用されておらず、精神障害者への割引制度の適用は遅れています。精神障害者への割引制度がある交通機関というのは、バス会社は7割程度と結構ありますが、航空会社はほとんどゼロ、鉄道は3割程度しかなく、大手鉄道会社で精神障害者割引を導入しているところはありません。これに対して、国土交通省は、業界に対して精神障害者に対する運賃割引の要請という形をとっていますが、2020年を控えて、まず割引制度を拡充してほしいと思います。先ほど、法定雇用率の話をしました。次の見直しから、雇用率の計算には、精神障害者の方の雇用も算入されます。精神障害者の方が職に就いて、外に出られやすくなるためにも、やはり交通運賃の割引は必要ではないかなと思います。

3点目。1ページに戻ります。「情報保障」という言葉がありました。情報保障の考え方をこの素案に入れられたのは素晴らしいことだと思います。ただ、入れ方の問題で、意見があります。「施策の検討及び実施においては、障害者の参画を基本として進めることとし、その際には……」とありますが、施策を決める時には、当然、要約筆記や手話通訳は必要となります。ただ、本当に必要なのは、施策の検討、実施の時だけではありません。社会全体に情報保障を取り入れていくことが必要です。こうした政府関係の公的な会議はもちろん、それだけでなく、いろんな場面で、例えば、役所への手続き上の会合だったり、職業にかかわる面談だったり、情報保障していくことが重要です。私は「情報保障」を2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシーにして欲しいと思っています。おそらく、街づくりにはバリアフリー法、移動円滑化の推進のための法令があり、それを見直すことがレガシーとなっていくと思います。一方で、情報保障は今まで日本になかった考え方です。障害者権利条約で位置づけられ、本来は、法律が一本いる話なんだと思います。当たり前にするべきことを書いた、こういう形の書き方ではなくて、情報保障について、障害者の権利として、きちっと確認し、法律なり、制度なりをつくってほしいと、そこまで踏み込んでいただきたいと思います。まさに、全国ろうあ連盟が、遠藤大臣への意見表明の場で、手話言語法の制定について要望されています。法の一步手前の手話言語条例というのが、鳥取県をはじめとして、今、全国49自治体で制定されています。さらに、条例を広げようと、手話言語市区長会というのが6月にできて、次は知事会ができればとしています。一方で、条例制定が進むと、法の下での平等が崩れることにもなります。鳥取だけは、手話を使えて、東京では、手話を使えないんだというのはとてもまずいと思います。どこまでどういう法律にするのかは別として、手話だけ

でなく、要約筆記や点字、盲ろう者向け通訳、介助員等による意思疎通支援などを含めた情報コミュニケーション法というのが必要じゃないかと思います。

4点目。素案の1ページの「心のバリアフリー」に向けたポイントの4番目についてです。「障害者自身やその家族も『心のバリアフリー』とは何かを正確に理解し、バリアを解消するための方法等……」とありますが、これを入れたのは素晴らしいと思い、賛同します。「心のバリアフリー」は、一方通行ではなく、障害者自身も変わらなければならないと思います。障害者差別解消法においては、障害者が合理的配慮を申し立てなければ、はじまらないわけです。障害者自身が自分の困難は何だということを説明して、適切な配慮を求めていくというスキルが必要なのです。これは、是非高めて頂きたいと思います。私が昨年、視察に訪れたアメリカでは、障害者が社会に向けて自己主張できるための知識と方法を学ぶセルフアドボカシー教育を重視しています。ケネディ大統領の指示でできたタスクフォースによって、障害者研究の総合拠点が各地にできて、全米にネットワークが構築されています。幼児期から高等教育に至るまで、障害のある子どもが身につけていかなければならないプログラムが出来ています。また、各州に、障害のある子どもの親のたちのを設置するよう法律で定められています。子育ての終わった親が子育て中の親に、制度に関する情報を提供したり、子どもをどう支えていくのか、知識を身につけるためのトレーニングを実施したり、精力的に活動しています。日本も学ぶべき仕組みではないかと思います。

最後にまとめますけれども、私は報道機関に身を置く者ですが、今のまま、この素案を出されて、世界最高のバリアフリーを目指すと言われても、新聞の見出しに困るのではないかと思います。文部科学省が、素案に挙げられた、教育指導要領の改訂に伴った教科書の作成や、教員養成等の段階におけるバリアフリー意識の導入などの取り組みは、見出しになる柱になるでしょう。しかし、それ以外は全く見出し、柱になるものが見当たりません。見出しになることだけがいいのかという議論はありますが、この会議を通じて、国民運動をやっていくわけですから、圧倒的インパクトがある柱がいくつか、必要です。折角これだけの方が集まって、世界最高レベルのバリアフリーを目指している会議なわけですから、圧倒的な内容として頂きたいと思います。

【橋口委員】

日本発達障害ネットワーク橋口です。まず、『1. 「心のバリアフリー」とは』のところで、井手さんからのお話のあった、一方通行ではなく相手に分かりやすく伝えることについて一点お願いがございませぬ。発達障害を持つ人の中には、意思の表明が困難な人がいらっしゃいます。ですので、相手に分かりやすく伝えるためにも、是非、意思決定の支援制度を作って頂きたいと思います。

それから、「2. 学校教育」において、大学での取り組みについて意見を述べさせて頂きたいと思ひます。「心のバリアフリー」教育は発達段階に合わせて行われる、つまりそれは、学校から企業・社会へと繋ぐ、人のライフステージに沿った切れ目のない教育が重要だと思ひます。そのためには、小、中、高、大と一貫通貫、つまりシームレスな仕組みが必要だと思ひます。そう考えた時に、私自身が大学生の子供を持つ親として思ひるのは、高等教育、大学での学生に対する働きかけが少し弱く、また大学によってばらつきがあるように感じます。ですので積極的に取り組んでいる学校を好事例として挙げるのですとか、学校をロールモデルとして「心のバリアフリー」教育というものが切れ目のないように進めて頂ければと思ひます。以上です。

【駒村座長】

ありがとうございます。大学の関係者としては、非常に心苦しいお話でございます。今の御意見についても反映を検討したいと思います。続きまして日本補助犬協会様お願いいたします。

【朴委員】

日本補助犬協会様です。よろしくをお願いいたします。2点あります。

まず素案の段階から身体障害者補助犬に関する記載を盛り込んでいただきたいと思います。補助犬に関しましては、以前から受入拒否がなくなる問題がございます。例えば、「1. 心のバリアフリーとは」のところですが、障害者の障害特性に応じて適切な情報保障を行うとありますが、施設などでは障害のある方を受入れる準備を当然するわけですから、それと同じように同伴している身体障害者補助犬の受入れ方を実際習得して頂いたり、準備していただくということを素案の段階から入れて頂きたいと思っております。視覚障害、聴覚障害、肢体不自由の方の受入れの中に、身体障害者補助犬が埋もれないような配慮をお願いしたいと思います。

それから教育機関における「心のバリアフリー」についてですが、海外でも行われております動物を介在した「心のバリアフリー」、つまり、相手の気持ちを思いやる心を育てるために動物を介在させた授業を、小学校などで取り入れていただきたいと思います。日本補助犬協会では身体障害者補助犬を通して障害を持つ方への理解を深める授業をしております。この分科会には動物福祉の専門の方もいらっしゃいますので、私からは僭越ですけれども、そういった文言も入れ込んでいただけると良いのではないかと申し上げさせていただきます。以上です。

【駒村座長】

ありがとうございます。次は中野区立第五中学校増田様お願いいたします。

【増田委員】

全日本中学校長会から推薦されてきております中野区立第五中学校増田と申します。学校教育を通じて、これから世の中を担うのは今の子ども達ですけれども、人権を大切にしなければならない、いろいろな交流をしなければならないということはこの学校もわかっていると思います。温度差はあると思いますが、20年くらい前から多かれ少なかれ交流を深めていますし、東京都においては、昨年度から地域に住んでいる特別支援学校に入っている子どもは全て普通の学校に副籍として登録しており、それにより認知されており、特別支援学校と協力しどういう交流ができるのかということを実践的に進めています。また特別支援学校だけではなくて、特別支援学級というものもあるのですが、大体普通の学級と併設されているのですが、障害のある子が一緒に通学したり、運動会をやったり、障害のある子の体育大会に普通の子が支援に行ったり、審判をしたりといったことは、普通に日本全国で行われているのではないかと思います。そう考えたときに、何もやっていないのではないかと書き方をされてしまうとちょっと子ども達がかわいそうだなと思います。もちろんまだまだ足りないと思いますので、これからもっと頑張っていかなければならないと思います。是非、応援して頂きたいなと思いますし、地域の小中学校を見に行きたくらいなと思います。

それを踏まえてですけれども、学校教育のところ、人権を守り差別を行わないことを徹底すると書いてあるのですが、これは子どもだけが対象なのでしょうか。国民全体の話ではないのでしょうか。国民

全体のところには記載がないのですが、全体のテーマとしてやっているわけですから、子ども達だけではなく、全ての国民にということまで問いかけて欲しいなと思います。特に少子化で子どもを抱えている家庭の数よりも、それ以外の国民の数の方が遥かに多い訳です。それを全部子どもが変えなくてはいけないというのはあんまりではないかなと思います。国民全体に対して、もちろん制度やシステムを作るのは大切だと思いますが、まずは気持ちの問題からということで、町会や各自自治体において人権を守り差別を行わないキャンペーンを行うとか、そういったことができるのではないのでしょうか。是非、子どもだけに絞り込んだ内容とならないようお願いしたいと思います。

【駒村座長】

ありがとうございます。続きまして、明星大学吉川様お願いいたします。

【吉川委員】

明星大学吉川です。これまでの大変な議論のとりまとめ、ありがとうございました。読ませて頂いて率直に思ったのは、どちらかというところと障害という違いを理解するということに重点を置かれた文言になっているのかなと思いました。しかし本日の議論でもあったように、同じだということを理解する視点これも大事だと思いますが、違いを強調しすぎれば、障害者と健常者とは違う存在なのだ、だから大事にしなければならないのだ、というふう本来とは違った理解をされてしまう可能性があるのではないかと思います。障害のあるなしに関わらず、人として同じであるという視点や関わり方というソーシャルスキルを身に付けてもらうような取組が大事になってくるだろうと考えております。

そうなるのととりまとめ素案のポイントは以下のとおりとなっているところで、心のバリアフリーの2つ目のポイントのところですが、障害はお年寄りになればなるのですから、時間の問題だといったくだけがありますが、特に子どもにとっては遠すぎる話なので、そういうことではなく、例えば、「様々な状況や状態の人が共にあるという社会が大切である」というインクルージョンの視点から、様々な状態の一つである障害のある人達について理解していくことは重要であるという書きぶりの方針にするべきではないかと思います。

記載の方法についていろいろな意見がありますが、差別がないよう徹底するという目標を置くことは重要なのですが、そのためにこの方法があるといったように、目的化すると形骸化するという、日本の悪い風習に陥りやすいと思いますので、重要なのは、「そうは言っても思えないよね」というアンビバレントフィーリングとでもいえるのでしょうか、人に親切にしたいという気持ちと、自分だけ特別にみられたいという気持ち、人を排除する気持ちの両方をもっていると思うので、アンビバレントフィーリングの取扱いというものを、いろんな場所で学べる、例えばワークショップ等の機会が必要になるのではないかなと思います。ワークショップ形式の参考例としては、障害のある子のきょうだいのためのワークショップというのが「シブショップ」と呼ばれ、アメリカで30年以上前に開発されたもので日本にも導入がされているものです。そこで障害のある子のきょうだいのためのワークショップがなぜ有効かというと、きょうだいであるが故に、障害のある人への愛情を持っている一方で、社会的障壁のつらさを誰にも理解してもらえない。その悩みとか、憤りやマイナスの感情を話せる場所がないんです。そういったことを自分の中で消化しながら、どういった対処スキルを身につけていくかということが、特に学齢期の子供達には有効になるのではないかなと思います。

最後に障害のある方への合理的配慮を徹底していきましようと言いますと、全ての人がスペシャリス

トにならなければならぬように感じますが、全ての障害種別についてスペシャリストになるのはかなり無理な話でありまして、そう考えますとわかるためのきっかけを与え、あとはそれぞれが工夫していく、そして排除を踏みとどまる力を養うということではないかなと思います。好事例を集めるのもいいのですが、好事例というのはやりたい人がやった結果であり、今後必要となるのはやりたくもないと思っている人たちをどう巻き込んでいくかということだと思います。特に後ろ向きとかネガティブとかそういう気持ちにどう対処していくのかということが重要になると思います。教員養成のなかにも「心のバリアフリー」を入れていくということなので、スペシャリスト養成よりもジェネラリスト養成という視点で考えていただけたらありがたいと思います。以上です。

【駒村座長】

ありがとうございます。続きまして、全日本ろうあ連盟兵藤様お願いいたします。

【兵藤委員】

全日本ろうあ連盟の兵藤です。倉野の代理でまいりました。倉野から意見を頂いてまいりましたのでお伝えしたいと思います。

3ページ目、『3. 企業における「心のバリアフリー」の取組』についてです。障害者が活躍しやすい企業を増やす取組として記述されていることは表彰ですね。表彰だけでろう者や障害をもつ方々が企業のなかで仕事がしやすくなるのか、非常に難しいのではないのでしょうか。一般の企業で働いている障害をもった人々がもっと働きやすい職場環境を作ることが大切であり、そういった仕組みを作るといった内容を書き込んでいただきたいと思います。例えば、ジョブコーチの活用など、そういう文言を入れるとか、企業における、「心のバリアフリー」について、普通のお客様に対する接遇だけではなくて、企業のなかにいる障害者、社員に対しての「心のバリアフリー」も含めていったらどうかと思います。そのあたりが見えてきません。社外にいる障害をもった方々に対する記載と連動して書き込んでいったらよいのではないかと思います。以上です。

【駒村座長】

ありがとうございます。続きまして、経済界協議会廣野様お願いいたします。

【廣野委員】

経済界協議会の廣野です。先程から企業に対する「心のバリアフリー」についてご意見を伺いました。経済界協議会では、企業内の教育に必要なマニュアル等を作成し、これを地域の住民や企業にもご活用頂くとともに、協議会より講師を派遣することにつき前回お話をさせていただきました。冒頭の駒村先生の企業と社会福祉法人とのコラボレーションのお話や読売新聞の井手様のご意見を踏まえ、企業における「心のバリアフリー」の取組みではビジネスの視点をもう少し打ち出した方が良く考えております。

企業で、育児、介護、年齢、女性の管理職など、多様性の推進を真剣に考え、人事施策にどう取り込むかを検討しております。これは多様性が企業の競争力に繋がるからであり、日本の企業の新たな強みをつくるためにも、「心のバリアフリー」への取り組みは避けては通れないことだと考えています。具体的な数値目標の議論もありますが、まずは2020年に向けて、日本企業の新たな強みとなる、多様性、「心の

バリアフリー」を実現する施策を色々考えて参ります。加えて、持ち帰って経済界協議会参加WG各社と相談しますが、「心のバリアフリー」にどれだけ精通しているかを人材採用におけるひとつの評価基準とすることを検討します。今年は6月1日から人材採用解禁になりましたが、人材採用の評価基準に「心のバリアフリー」への理解を加えアナウンスすることで、学生の間にも「心のバリアフリー」への取組みが浸透するかと思えます。2020年に向け、ビジネスの視点から、企業における「心のバリアフリー」の重要性を理解し、更なる普及に取り組みたいと考えております。以上でございます。

【駒村座長】

ありがとうございます。前向きなご発言だったと思いますので、企業における取組に期待したいと思います。続きまして、国立特別支援教育総合研究所星様お願いいたします。

【星委員】

国立特別支援教育総合研究所の星でございます。学校教育のところですが、全ての子ども達に「心のバリアフリー」の指導の前提としましては、共生社会の実現に向けて教育で何ができるのかということでの「心のバリアフリー」だと理解しています。具体的な施策の一番初めのところで、道徳や体育、図工・美術、音楽などにおける障害者理解を図るとありますけれども、教科が書いてあるとその教科だけでやればよいという捉え方をされてしまう恐れがあると思いますので、「各教科や特別活動」というようにいろいろな教科や領域を含めた記載にしたほうがよいのではないかと思いました。具体的に言いますと、国語の4年生の教科書に「手と心で読む」という教材がありまして、その中で、点字がどのように発明されて、今どのように点字が使われているのかという内容が掲載されています。これを学んだ通常の学校の小学校4年生から視覚特別支援学校のほうに点字について知りたいだとか、点字を使っている子ども達と交流したいといった声のごく自然な形で寄せられてきていました。いろいろところでこのような取組が為されることを期待しています。

それから、障害者や高齢者との交流・共同学習を実施しとありますが、高齢者との交流・共同学習というのには違和感を感じました。高齢者との交流というのはとても重要な取組だと思いますが、障害者と高齢者を一緒にして交流・共同学習を実施するという記載には違和感があります。

また、大学での取組については、先ほど他の委員からも意見が出ておりましたが、私も大学生への働きかけというのはもっと積極的にして頂きたいと思っています。各種障害者スポーツ大会の運営やボランティアの機会を提供することによって、積極的に参画してもらうことは可能なことだと思いますし、今後の社会を作っていく大学生への働きかけをもっと行うべきではないでしょうか。

最後に、災害時における避難行動のところについてです。地域のなかにおける継続的なかわり、特別支援学校の存在を知っておいてもらうことが東日本大震災の避難においても重要であったという教訓を伺っています。日頃から特別支援学校の子供達や障害者の方たちと触れ合い、一緒にいることが当然で自然だという認識であれば避難時にあっても、自然に関わることが出来たということです。ですから、地域における継続的なかわりだとか存在を知ってもらうことが必要だと感じていますので、その辺りを盛り込んでいただきたいと思えます。以上です。

【駒村座長】

ありがとうございます。続きましてD P I 日本会議山崎様お願いいたします。

【山寄委員】

DPI 日本会議山寄です。先程の井手さんのご意見に共感します。同感します。そのうえで、教育と接遇について2点述べさせていただきたいと思います。

3月の分科会で文科省が作成した資料が配布されましたが、障害を乗り越えた選手の話を通じて、障害者の理解を進めるといった話がなされていました。こういうものは、障害の個人モデルや医療モデルに基づいた学習を進めることになり、間違った形での障害の理解が為されることにもつながるため、非常に怖いことです。そのうえで、東京都が人権教育推進モデル校として大田区で実施しております小学校4年生で疑似体験、5年で人権で、障害者への差別とはなにか、障害者の人権とは何か、その中には障害平等研修というものが入っております。一部の大学では授業の中に障害平等研修が入っており、また東村山市の小学校ではハンセン病の施設がありますので、そこに自ら小学生を招き、当事者の話を聞かせています。もう高齢になっておられますけれども、なぜあの方々は排除されたのか、排除がどうやって行われたのかということについて話を聞いていました。そのなかで、障害者の人権とは何か、人の平等とは何かを子ども達に説いています。

接遇についてですが、長年エコモ財団で開催されていますサポートマネージャー研修に参加されている交通事業者は限られています。参加されている事業者の意識は非常に高く、その事業者に関しては、差別や乗車拒否、障害者の排除はありません。しかし、そこに参加されていない交通事業者においては、今も差別したり乗車拒否をしています。相変わらず、障害者に対して指を指し暴言を吐くということが今も行われています。この研修において何に多く時間を費やしているかということ、障害者との対話です。こういったことは一番大事にしなければなりません。障害者との触れ合いや障害の理解というものはもちろん重要ですが、やはり行動を起こさなければなりません。権利条約のなかで障害の社会モデルが「心のバリアフリー」ではないでしょうか。先日の連絡会議でも遠藤大臣が「ロンドン大会では「心のバリアフリー」で成功した」とおっしゃっていたと聞いています。「心のバリアフリー」というものが何なのか、しっかりと皆さん聞いていただいて、障害の社会モデルというのを実現させて頂きたいと思います。

また障害者のなかでは、今は、国が障害者に何をしてくれるのかではなく、障害者が国に何ができるかということを考えて活動している障害者がたくさんいます。こういった障害者を増やすために、私達も障害者に対する研修を多くして皆さんの役に立つように、障害の社会モデルの実現に向けて活動しておりますので、もう一度、この「心のバリアフリー」とはということを明らかにしてほしいと思います。以上です。

【駒村座長】

ありがとうございます。続きまして全国社会福祉法人経営者協議会久木元様お願いいたします。

【久木元委員】

全国社会福祉法人経営者協議会の久木元と申します。中間とりまとめ素案、非常によいものを作って頂きましてありがとうございます。幾つか気になるところがございますので申し上げます。

「4. 避難支援のあり方」についてですが、私ども社会福祉法人の福祉施設において、熊本地震でもそうでしたが、東日本大震災のときにも、福祉施設が福祉避難所としての役割を担うということがござ

いました。一般避難所の中では、どうしても障害者の方が孤立をしてしまうことがあり、そのような課題に対応する役割を社会福祉法人として担っていかなければならないと感じているところです。具体的には、自治体と社会福祉法人の間での災害協定が結ばれているところも徐々に出てきていますので、そういった連携の必要性も具体的に盛り込んでいただきたいと思います。素案には熊本地震への対応における避難行動支援について検証を行うと記載がありますので、そのなかで、実際にどのようなことがあったのかについても検証して頂き、今後何をやっていくのかという具体策を書き込んで頂きたいと思います。

他の委員もおっしゃっておられたとおり、地域の方々にどう教育・啓発をして頂くかが重要と考えておりますので、ソーシャルインクルージョンを進めていくことも重要です。我々社会福祉法人としても、社会福祉法改正に伴って、地域貢献事業が求められております。そういう意味で我々も積極的に取り組んでいくことと思っております。そのなかで、地域のなかでイベントを開催する際にも、「イベント開催が目的」になるのではなく、「イベントを開催して心のバリアフリーを広めていく」ということを、より具体的に盛り込んでいただければと思っております。

また、素案では社会福祉法人という文言が入っておりませんが、福祉の担い手として位置づけられている社会福祉法人ですので、可能であれば入れて頂ければと思います。以上でございます。

【駒村座長】

ありがとうございます。続きまして読売新聞井手様お願いいたします。

【井手委員】

読売新聞、井手です。2回目の発言で申し訳ございません。

先程、障害がある大学生の就職率、特別支援学校卒業の高校生の就職内定率という数値目標を作ってはどうかと提案させていただきましたところ、経済界協議会の廣野様から大変ありがたいコメントを頂きまして御礼申し上げます。大学生、高校生の就職について、もう少し申し上げますと、就職率や就職内定率を上昇させるのは、経済界だけではできません。以前、経済界の方に、「障害者を雇いたいのだが、雇えないのだ」とお聞きしたことがあります。それはなぜか、というと、「どんな学生さんかわからない」、それから、「一般の健常者の学生よりも就職に対する意欲が今一つ感じられない」ということでした。障害者が自分の困難さを知ってそれを説明するという幼児からの教育が、不十分な影響が現れているのではないかと私なりに分析しています。健常者の学生であれば、高校ぐらいから親御さんから「早く就職しろよ」とか「こういうことを勉強しろよ」、「エントリーシートの書き方はこうだ」とか、口を酸っぱくして言われていますし、学校でも刺激を受けています。それに比べて、障害のある子供さん、親御さんに失礼ですけれども、目の前の学校に行くということに精いっぱいになって、その後の部分について未来が描けていないのではないかなと懸念しております。高校、大学段階において障害のある子供さん、親御さんの立場を考えたキャリア教育を充実しない限り、健常者との出発点の差を埋められません。例があります。視覚・聴覚障害者を対象にした筑波技術大学では、企業説明会ということで毎年、全国の企業千社に案内を出してキャンパスに企業の人事担当者を招いて、教職員との話し合いの場を設けています。企業が安心して受け入れられるよう、学校推薦制度をつくり、この学生はこういう頑張り屋さんなんですよと推薦して、就職につなげる仕組みがあります。また、吉川先生の前で恐縮ですけれども、明星大学では発達障害の学生を対象にした就職講座を学内でもち、インターンシップを取

り入れたプログラムを実施されています。大学が何を取り組むべきかということについても触れたいのですが、大学は、まずは、やる気のある障害のある学生を受け入れてほしいのです。法定雇用率に対応して、私は、是非、法定入学率という制度もつくって欲しい気持ちもあるくらいですけれども、大学、短大、高専といった日本の高等機関が受け入れている、障害のある学生は、全体の0.44%に過ぎません。日本の障害者の人口比6%からみれば、全く少ないですし、欧米では10%を超えている大学もありますので、入学率はかなり開きがあります。まず入試について関門があります。発達障害のお子さんの中には、大勢の中での試験を集中してできない反面、潜在的な学習能力は大変高いというお子さんもいらっしゃいます。大学はそういうお子さんを受け入れられる入試を実施してほしいと思います。そして受け入れたからには、やはり合理的配慮だと思います。授業では、先程もお話した情報保障をしっかりとやって欲しい。ちゃんと障害学生を支援する窓口でフォローアップして、最後、キャリア教育までやって、送り出すところまで責任を持ち、企業につないでいくという体制をつくってほしいと思います。

また、先ほど価値基準という話が廣野様から出ました。障害のある学生を積極的に受け入れて、ダイバーシティの考え方で「心のバリアフリー」の社員教育がしっかりできている企業を、障害者団体から表彰してほしいのです。国が表彰するだけでなく、障害者団体自身が表彰してほしいと思っています。表彰状一枚でいいと思います。表彰した企業を各団体のホームページに掲載して頂きたい。そういう顕彰によって、好循環を加速させて頂きたいと思います。

それから、先ほどの発言で、既存の施策をバラバラ書いていてだけじゃないかと申し上げましたが、素案に挙げられた各府省庁は、多分、その施策をどう発展していくのか、文面に書かれていない裏を一生懸命考えていらっしゃるんじゃないかなとも思います。例えば、スポーツ庁の「2020年東京大会を児童・生徒・学生が関心を持っていただけるような取組を推進」とありますが、私もまさに、そう考えています。2020年東京パラリンピックの開会式とか、各競技会場には、企業の応援団にも来てほしいのですが、一番は子どもたちに来てほしいわけです。ところが、2020年大会の開催期間は、8月25日から9月6日までで、途中から夏休みが終わり、新学期がはじまります。東京都内の学校だったら特別授業ということで子どもたちが行けるかもしれませんが、他の地域では、新学期が始まれば、観戦には行けません。2020年だけ、夏休みを延ばして親子連れでパラリンピックに行けるようにするのか、逆に、新学期を早く始めて授業で行くようにするのか、修学旅行という方法もあると思います。いつもは、春か秋の時期ですが、子どもたちがなかなか接することができない機会ですので、この年だけは東京に行って修学旅行でパラリンピックの会場をまわるのは思い出になるんじゃないかと思うわけです。特に特別支援学校のお子さんは、そういう配慮をしてほしいですね。というわけで、各府省庁とも、この素案に書かれている、わずかな行数の文面で終わるのではなくて、文面の裏に何があり、それをどのようにやっていくのか、そういう取り組みを明らかにしてほしいのです。それをきちんと持っているのであれば、7月のとりまとめを期待して待ちますけれども、今のままでは納得できないということで意見を申し上げます。

【駒村座長】

ありがとうございます。続きまして慶応義塾大学中野様お願いします。

【中野委員】

慶応義塾大学中野です。5つあります。

まず、1番目は、「心のバリアフリー」についてです。「バリアは個人の問題ではなく、社会との関係によって生み出されることを知る」ということを入れるべきだと思います。これは山崎さんのおっしゃった障害の社会モデルということをしかりと最初のページのところで入れ込むべきと考えたからです。またできれば、多くの方からご指摘のあった通り「それぞれの人権や尊厳を守り、目標を定めて具体的な行動を起こす」というような文言を一番はじめのページにうまく盛り込んで頂けるとありがたいと思います。

それから、ポイントの4番目。今もご意見が出ました障害当事者への取組ですが、障害のある当事者は社会モデルとして障害を捉えるということについて学べる機会が必ずしもあるわけではないと思います。そういった学びの場というものをつくるのが重要だということで、現在の記述の裏にはそうしたことが含まれているのだと思いますが、その辺りがもう少し明確にわかるといいなと思います。その下にある情報保障に関するのですが、国連権利条約には明確に記述がしてありますので、そこに記述をそろえるかたちがよいのではと思います。

2番目のポイントが教育に関して、教育のところではまず指導要領のことを書いていただいたのは非常にありがたいのですが、出版社や教科書協会とお話をしたところ、もし学習指導要領解説に取り上げて頂ければ、現段階からでも、指導要領改訂を待たずに教科書に盛り込むことが可能であるというお話を頂いております。そういう意味では是非これを進めていくためにも解説等でも取り上げて頂くようお願いしたいと思います。星先生のおっしゃられた特定の科目だけではなく、全ての教科でということについては、私も強く賛同致します。そして高等教育の問題ですが、ここでは1つは、「高等学校」が抜けていると思います。特別支援教育が実施されているのは、小学校・中学校の義務教育段階で高等学校が抜けています。それから、もう1つ大きな問題は幼児教育です。保育園・幼稚園そういうところで障害のある子ども達はインクルードされているケースが多いのですが、それぞれのところで障害のある子ども達が適切に扱われているかという点必ずしもそうではないようなところが見受けられます。今抜けている早期教育（保育園・幼稚園）及び高等学校を入れ込んでいただきたいと思います。大学での取組、私も大学人として非常に難しいなと思うのですが、「大学等の教職員が集まる会議」の頭のところに是非、学長会議も入れ込んでいただきたいと思います。全ての学長が意識を持たない限り、変わっていかないかなと思うからです。入試の問題ですが、入試の情報保障については研究をしております、入試の際に情報保障としてICTが活用できるようになると、大学への入学が比較的簡単になると思います。非常に能力の高い学生達もいますので、ICTが入試等で活用できるようにすることが伺える文章になっているとよいと思っています。

3番目、企業です。中途障害者への対応を是非入れて頂きたいと思います。今、企業で途中で障害を負う方がいらっしゃいます。そういう方々が現在は退職せざるを得ないというような状況に追い込まれることが多いと思います。そうならないような取組というのが産業医等によって行われていますが、これを推進していくことが重要であり、そのベースに「心のバリアフリー」というものがあるものと思います。そして企業の中で働くということ「ディーセントワーク」という考え方で捉えて頂くこの心のバリアフリーとの整合性が強くなると思っています。「ディーセントワーク」というのは適正な人間の尊厳が守られる仕事という考え方です。生活ができるだけの収入を得て、自己実現できる場として仕事を考える。それを担っていくのが企業であると考えて頂けると非常にありがたい。入社できただけでは駄目であるという考え方が非常に大切だと思います。

4番目の震災に関してです。熊本地震では、盲学校が重要な役割を果たしました。盲学校の先生達が

OB会等々、地域の障害のある人々と連絡を取り、安否確認をし、支援をしていくという活動が行われました。特別支援学校や障害者当事者団体が地域の中で、障害のある人達と常日頃からネットワークを取れるような状況を作っていくことが非常に大切で、災害が起きたときにはその場所で支援がされるということが重要なのですが、災害が起きた後の支援の中では、同じ立場にある人達がお互いの状況を理解しあいながら、支援をしていくことも重要だと思います。同じ場所にいる人達、同じ立場にある人達等、多層な支援ネットワークを考えることが重要です。現在、障害当事者団体の組織力・組織率が低下しているのですが、それを向上させていくということも、災害時の支援には重要な役割を果たすと思います。

最後に、全体の取組のなかで、「心のバリアフリー」に対する相談窓口というのをしっかりと設置していくことが大切ではないかと思います。今、様々な取組が行われています。先程、東京都の教育委員会のお話をさせていただきましたが、東京都は非常に進んだ取組をしておられますが、全国的にはまだまだ取組の進んでいないところ、取り組みたいけれども十分な人的なリソースがないところもあります。そういうところでも、しっかりと相談窓口を用意して頂くことで、全国に広げていくことが大切ではないかと思います。以上です。

【駒村座長】

ありがとうございます。引き続きまして全国手をつなぐ育成会連合会久保様お願いします。

【久保委員】

全国手をつなぐ育成会連合会久保でございます。情報提供の部分でわかりやすい情報提供ということを入れて頂きたいと思っています。本日わかりやすい情報提供ガイドラインというのををお持ち帰りいただけるように持ってきておりますので、文章の書き方やレイアウト等について参考にさせていただきたいと思っています。

それから災害時ですけれども、私達の経験では福祉的な事業所そのものが消防署等に知られていないということがあります。消防署や警察署でも認識されていないということがありますので、福祉避難所になりうる場所について、きちっと把握して頂けるように地域のなかで対応して頂きたいと思えます。

それと前の意見表明のところでも申し上げたのですけれども、知的障害の人たちを理解して頂くためのロールプレイとか疑似体験というのは幾つも実施しておりますし、もうひとつは障害のある人と支援者として講演もしております。ワークショップ形式ですけれども、障害のある人達に説明をしてもらいます。「これはわかりますか」と聞くと「わかりません」と答えが返ってくるのですが、本人たちに正直に答えて頂きながら、どうすれば障害のある人達にわかりやすく伝わるかということを経験してもらうということです。このようにすれば理解できる、伝わりやすいということを広めていきたいなと思っています。

また障害者自身が自身の障害を認識することが重要であるということについても発表させていただきましたので、合理的配慮に向けて、自分から障害を除いてくださいと表明しないといけないのですが、自分が自分の障害をきちんと理解していないと合理的配慮が受けられないということが今の現状ですので、障害者自身がきちっと理解をして、法にそった合理的配慮が受け、暮らしやすくしていくことが必要となりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。以上です。

【駒村座長】

ありがとうございます。続きまして全国特別支援学校長会三浦様お願いします。

【三浦委員】

全国特別支援学校長会の三浦です。先ほどから教育に対するいろんな期待等もあり、いくつか素案にも項目があがっているわけですが、先ほど井手さまの方からもあったように素案に新しいことがあがっているかという、ここに新しいものがあがっているわけではなく、学校側からみれば既にやっていることが多いように思えます。教育というものは、子ども達が育ち、大人になって社会に出ていく中で、様々な考え方があったりだとか、周りの方を理解していく、障害者を理解したり、高齢者を理解する、いろんな方・相手を理解しながら、地域の中で、活躍していくためにも、教育は大事であり、果たす役割はとても大きいように思います。だからこそ学校ではいろんな取組をしています。素案に示されていることの中でも、学校としては本当に努力しながら地域の中で生きていくためにはどうすればいいのか、特別支援学校としても地域の学校の子供達と交流及び共同学習を通じて理解を深めていくようにしています。

東京都では副籍制度を行っています。本来特別支援学校に籍を置くのですが、副次的に地域の学校に籍を置き、活動の範囲を広げるような機会を作っています。特別支援学校の児童・生徒が出ていくことによって本当に理解が広がっていくのですが、同じような取組が全ての学校で、全国で行われているかというとなかなかそうではない。どこに問題があるかという教育委員会がそれぞれ別々なんです。横の連携が取れていない中で、それぞれの地域がいい取組をしたとしても、なぜか全国に広がっていかないということ。そういったことを考えると、文部科学省が中心になりながら、各都道府県で行われているような好事例をできるだけ集約して、できればこのような地域の中で、このような取組はすごく有効だよということがあれば、それを全国に広げていく、そういった活動を是非していただきたいと思います。本当に子ども達は柔軟で障害者が一人いると、大人が考える以上にうまく相手を理解することができる取組がたくさんあります。ですからもっともっと好事例を集約していきながら、国としてどんなことができるのかということを出すような施策にしてほしいなと思います。ありがとうございます。

【駒村座長】

ありがとうございます。阿部様お願いいたします。

【阿部委員】

日本身体障害者団体連合会の阿部でございます。私は仙台からきているのですが、4番の災害時における取組というのはすごく大事だと思っています。また当事者として、東日本大震災があった私たちの地域では、その後地域の方々が障害者団体としても様々な取組を行いまして、私の連合会自身が福祉避難所も設けましたけれども、やっぱりこれは障害者団体だけの取組ではなく、いかに地域を巻き込むかだと思いますし、また被災を受けて、現在は避難行動要支援者名簿をもとに、個別支援計画というもので、各自治会でいろんなレベルで大きく連携しながら、この名簿をもとに、個別支援計画を策定している、このところにご期待があるのだと思います。障害があってもできないこともあるけれども、でき

ることもあるわけであり、またパラリンピックの理念は、できないことではなくてできる力を発揮するという、グッドマンの理念があるように障害があってもできることをしっかりみていただきながら、でも困難なこと、不便なことの先には、災害時の支援の仕組みでもありますけれども、これは全ての通じることだと思います。言いたかったことはいかに地域を巻き込むか、様々な関係機関をいかに巻き込むか障害者団体だけでは限度があります。

また中野先生が障害者団体の組織率が低下しているのご指摘いただきましたが、その通りでございます。このような時に障害当事者、東日本大震災の際、私たちの会があつてよかったと思つたのは、ネットワーク、人間の繋がりにいた人は良かったのですが、そうではない人が圧倒的に多い、もう一つは身体障害者、18歳から64歳ということに限った問いの資料をみますと、障害福祉サービスを利用している人は18%で、80%以上の人は障害福祉サービスを利用しなくても地域で生活している方々が多いと思います。65歳以上となると介護保険との関係があるため数値は難しいのですが、いかに障害福祉サービスは大事ですけども、受けなくても生活できる様々な可能性について、このユニバーサルデザイン2020。そして思い返すのはユニバーサルデザインと提唱したロナルド・メイス氏自身は電動車いすを利用する障害のある建築家だったからこそ、このような考え方にいたつたということで、多くの皆さんの意見の中でも障害のある人の困難、様々な普遍性をもとにそれを超高齢化社会、誰もが住みやすい街づくり、地域づくり、国づくりに繋がるという、ユニバーサルデザイン2020の大事さということを描きながらも、地域をいかに巻き込むか、もちろん企業もですけども、そして退職されて地域の中で、町内会活動を行っている方々、団塊の世代の方々をいかに巻き込むかということが大事だということ障害当事者団体として確認し、そのような方向性にむけて取り組んでいきたいと考えています。ありがとうございました。

【駒村座長】

ありがとうございます。山寄様お願いいたします。

【山寄委員】

ありがとうございます。「心のバリアフリー」の1枚目のポイントの最初の部分ですが、最初の文章に障害者の差別の後に括弧があつて、行わないように徹底とありますが、その後に「そのために、障害者の基本的人権、障害の社会モデルを学校教育をはじめ様々な機会を通じて学ぶようにする」といった一文を追加してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。ご検討いただければと思います。

【駒村座長】

ありがとうございます。承りました。それでは藤井様お願いいたします。

【藤井委員】

2度目の発言で申し訳ありません。日盲連の藤井です。全体の流れのイメージで、非常に気になっている点がありまして、その点だけ少し説明させていただきます。

1つ1つ個別の話題については、読売新聞の井手様より指摘がありましたとおり、それぞれ様々な試算というものがあるかと思うのですが、私のイメージからすると全体の繋がりで、それから途切れ途切れとなっているものの課題をどうするかということは非常に気になるなと思つた。具体的に申

申し上げますと、先ほどの教育の課題のところではですね、慶應大学の中野先生が高校生と幼児教育のことをおっしゃいましたけれども、保育所や幼稚園から小学校、中学校、高校という繋ぎ繋ぎというところでの連携でありましたりだとか、課題の共有であったりだとか、そういう部分をですね、少ししっかりと考えて表現いただきたいなと思っています。それこそ義務教育が終わった後、高校への繋がりや大学への繋ぎで一番大きいポイントは大学や特別支援学校から、就労する時の連携、繋がりと言いますか、非常に大きな課題として「心のバリアフリー」のところであるのではないかなと考えています。うまく表現できないですけども、お互いの連携といった部分を、企業と大学だったり、中学校と高等学校であったり、そういったところをもう少しトータルで考えるようにしていただきたい。また先ほど精神障害のところ、仰っておりました、傾聴のお話ですけども、中野先生もおっしゃっていましたが、中途障害者の問題ですね。同じ障害でも、進行する障害、病気等を持つ場合状況はどんどん変わっていきます。その前にですね、その部分をどう理解するかということが課題とっておきまして、是非中途障害者に対する部分を意識して是非この中に盛り込んでいただければいいと思いますのでよろしくお願いいたします。

【駒村座長】

ありがとうございます。そろそろ時間になってきましたが、意見ある方はいらっしゃいますでしょうか。田口さんお願いいたします。

【田口委員】

パラリンピアンズ協会の田口です。学校教育及び企業における「心のバリアフリー」の取組について、具体的なことかもしれませんが、どうしても障害を知るとか障害があつてかわいそうだというように書かれているかなと感じますけれども、実は今日の昼に私の会社である障害施設の人を呼んで、作業を教えてもらいました。ボールペンを作る作業だったのですが、とてもその人たちは器用で、私たちに教えてくださったんですね。何か障害者かわいそうだとか、大変だとかそうではなくて、障害者の方でも教えられる、パラリンピアンもよく言われるのですが、そういう何か、言葉とかカリキュラムを組み込んではいかがかなと言うように思いました。具体的なことなので、ここに載せることではないかもしれません。

また井手さんもおっしゃっていたのですが、障害者雇用について、実は私がいる会社はですね、車いすの社員は私だけなんですね。この間私ももう少し車いす利用者を雇用できないか人事部に確認したところ、今まで車いすの方が一人も受けに来たことがなかったようです。理由が私にはわからなくて、今は自分の周りの障害者の人たちが大学に行っていたり、高校にいたりするので、なぜそのような事態が起きているのかと思います。障害者は今どういう風に、どこに就職しているのかをもう少し勉強してから発言するべきだったのですが、それがわかりませんでした。人事部に車いす利用者がいきなり試験を受けにきたらどうしますかと聞いたところ、まずは一通り筆記試験とかを受けてもらって、その後どうするかを考えると断っていたのですが、それでは遅いのではないかと思います。やっぱり特に大手の企業はいろんな働ける場所があると思いますので、大学とか高校とかと密に連携を取り合って、先ほどおっしゃっていたような中途障害の方もそうなのですが、いつ障害者がきても、ある程度受け入れる体制というか、システム作りをしておけば、来た時にはじめて考えるのではなく、ある程度のベースがあると受け入れやすくなると思うのですね。そういうのを何か素案の中にもシステム作りといったも

のを大学や高校、社会的組織とも入れて頂ければなと思いました。以上です。

【駒村座長】

そろそろ時間になってきましたので、私から一言お話をさせて頂きたいと思います。取りまとめになってくると座長の役割とは非常につらい役割でして、至らぬ点多々ありますが、皆さまから本日いろいろなご指摘をいただきまして、それを事務局に反映させるといった仕事があります。個人的な意見も入りますが、やはり皆さまから共通したご意見としては、より多くの方が参加できるような仕組みにしなければならない。地域に根ざしたものでなければならないといったことが共通した部分ではないかと思っています。考え方、見かたというのは、もしかしたらばらつきがあるのかもしれませんが、しかし実効性がある、より多くの方が参加して実効性がある取組にしなければいけないと思います。その実効性というものは、数値目標という言葉もあって、どう考えていくのかと思うわけですが、世界に勝った「心のバリアフリー」、バリアフリーの社会にするということになりますと、当然そこにはですね、人々の持っている可能性を続ける、できるといった結果がなんらかの形で出てくると思うのです。それはおそらく障害のある方とない方の就職率の差が小さくなるとか、進学率の差が小さくなるとか、賃金や所得の差が小さくなるとか、幸福度の差が小さくなるとか、もっと長期的に言えば寿命の差が小さくなるだとか、そういった形で表れてこなければいけないと思うのです。今回の「心のバリアフリー」の取組は2020年のオリンピック・パラリンピックをきっかけにして、はたして日本がそういう国にむかっているかどうか、検証した時に確かになっていたという社会を目指さなければならないのだらうと思ってですね、そういう内容を組み込んで書けるのかということの話だと理解しました。

最後に平田事務局長から、本日の議事全般についてご発言をお願いしたいと思います。

【平田事務局長】

こんにちは。非常に緻密で深い議論をいただきましてありがとうございます。本日の議論を伺っておりまして、最近オリンピックがいないとか、オリンピックに対する風当たりが強いニュースも多い訳ですけれども、やっぱりオリパラが日本に決定してよかったなと思った次第です。

2013年の9月7日だったのですが、あれがなかったら、「心のバリアフリー」だったり、ユニバーサルデザイン、こういったところの議論をこのようなかたちで行うことはなかったのではないかと思います、あらためて私たちはオリパラを絶対に生かさなければならないと思った次第です。

いろいろな意見がありまして、2020年の締切効果ともいうのでしょうか、2020年までに必達しなければいけないものは必ずある訳です。福祉の分野とか障害者の議論にはいろいろな行政課題があると思うのですが、まず2020年までに必達しなければならないものは何かをあぶり出していただく。そしてオリパラを契機として必ず実現できることが多々あると思いますので、行政の中からオリパラで必達を目指すものをあぶりだす。そして現在来年度の予算要求の時期ですけれども、国交省や文科省などにより、制度改革をしなければならないところも出てくると思います。是非そういったところをやっていきたいと思います。

また2020年まであと4年ありますけれども、そういったことではなく、まず来年に実現するもの、目指すものが何かということを考えていただき、是非事務局にプレッシャーをかけていただくことで、毎年一つずつでも実現していくことが大事なのではないかと思った次第です。

そしてもう一つ、今役所に対することを申し上げましたけれども、2020年の締切効果は役所に対して

だけではなくて、産業界、経済界においても、とてもいい影響を与えております。この前、経済界協議会の皆さまと話をしております、現状大企業のトイレは、基本的に障害者を対象としていない作りとなっておりますが、私たちから聞かなくても、大手企業の方から、「こういう大企業ではいけない」とお話をいただきました。そういう意味では今後大手企業に車いす利用者がトイレの入る前提として欲しいと思います。役員フロアだけでなく、職員フロアにも障害者を対象としたトイレがないというようなことを、経済界の中で変えようじゃないかといった議論を聞いておりました。そういった意味でも役所に対しての締切効果だけではなくて、経済界に対する締切効果、或いは数値目標、そういったものが働くような仕掛けはないかなと感じた次第でございます。

いずれにいたしましても、駒村座長のおかげで、2013年9月には私がオリパラと言いはじめて形のないことが徐々に形になりつつありますので、あらためて駒村先生には感謝申し上げ、そしてこの素晴らしい議論をしていただいた皆さまに感謝いたしまして、私の話とさせていただきます。どうもありがとうございました。

【駒村座長】

ありがとうございました。それでは岡西座長代理に議事をお返しいたします。

【岡西座長代理】

駒村座長ありがとうございました。皆さま、長時間に渡りお疲れ様でした。本当に心のこもったご意見を多数いただきました。事務局といたしまして、政府のやるべきことを中心に書いてしまったため、どうしてもやれることを書いたといった形になったわけですけれども、地域全体で取り組むこと、企業がやるべきこと、障害者自身がやるべきことなど、主体が非常に多岐に渡るのですが、中間取りまとめにどのように反映できるかをしっかり考えて、ご意見を反映させていきたいと思っております。「心のバリアフリー」自体の定義の話がありましたし、数値目標を課せないかといった議論もありました。政府の中でしっかり議論して、まとめて行きたいと思っております。

次回の第4回心のバリアフリー分科会は、7月15日15:45～17:30で開催する予定としております。あと1か月弱ですので、この期間にしっかり事務局にてまとめさせていただき、調整してまいりたいと思っております。場所については追って御連絡させていただきます。本当に長い時間ありがとうございました。それでは、予定の時間となりましたので、本日の会議を終了いたします。また、本日の議事内容については、配布資料を含め内閣官房から公表を予定しておりますので、ご了承ください。本日は、どうもありがとうございました。

以上